防 総 政 第 6 号
令和８年 11 月２日

厚生労働大臣　殿

防　災　大　臣

事前防災徹底のための緊急要請

平素より防災行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の大規模災害の発生が懸念されています。

防災庁としては、地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティア団体等と連携し、事前防災を進めてまいりますが、国難級の災害の被害を軽減し、国民の生命を守るためには、各行政分野において事前防災対策を徹底することが必要です。また、国家・社会の機能や経済活動を維持するために、各分野の企業・団体の事業継続能力の向上が重要です。

つきましては、貴省におかれては、下記の事項を実施していただくようお願いいたします。本要請に基づく実施状況については本年内に報告を求める予定であり、著しい問題が生じている場合には、防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）第８条第５項に基づく勧告を行うことを申し添えます。

記

１．業務継続計画の点検・見直し

行政中枢機能を担う府省等の業務継続に支障が生じないよう、所管の業務継続計画について、非常時参集要員の確保状況の点検を実施するとともに、首都直下地震の発生後１週間にわたり、当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することが可能となるよう、特に、什器の固定、食料、飲料水、燃料、災害用トイレ等の物資及び電力の確保等について、業務継続のための備えを徹底し、必要に応じて見直しを実施していただくようお願いいたします。

２．大規模災害の被害を軽減するための取組の推進

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和７年７月１日中央防災会議決定）及び首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和８年６月 12 日閣議決定）に掲げ

る具体目標に基づき、一層の取組強化を図るようお願いいたします。

とりわけ、命を守る・命を繋ぐ観点から重要となる以下の施策を中心に、各事業の推進に努めていただくようお願いいたします。

○　社会福祉施設、災害拠点病院等の耐震化

○　社会福祉施設、医療機関等の浸水対策及び非常用発電設備の整備等の推進

○　DMAT の充実

3．所管分野の企業・団体等の事前防災徹底

貴省所管の企業、団体等に対し、次の内容を要請し、事前防災を徹底していただくようお願いいたします。

（1）事業継続計画（BCP）の策定、実効性の確保

①　企業防災の徹底

企業防災では、従業員や顧客等の生命・身体を守ることを最優先とし、建物・設備等の被害を軽減する防災対策と、企業の重要事業の継続・早期復旧を図る BCP の取組を一体的に進めることが重要です。

人命の安全確保と建物・設備等の物的被害の軽減、二次災害の防止を図るための取組は、事業継続の基盤となるものです。

具体的には、

・　建物の耐震診断、耐震化や設備・什器の転倒防止
・　人命の安全確保（避難経路・救命救助）
・　従業員等の安否確認体制の整備
・　災害時の指揮命令体制の整備
・　教育・訓練等の実施
・　食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄
・　二次被害防止（出火・落下・飛散・浸水）

等があげられます。

各企業においては、これらの対策、実施状況を定期的に点検し、必要な対策を徹底していただきますようお願いいたします。

②　事業継続計画（BCP）の策定・実効性の確保

災害等の不測の事態が発生した場合にも、企業の重要業務を継続し、または、中断した場合に可能な限り短期間で復旧するためには、その方針、体制、手順等を定める BCP の策定・実効性の確保が必要です。

政府は、BCP 策定率を令和 17 年までに大企業で 100%、中堅企業で 80%とす

る目標を掲げているところですが、令和７年度調査では、大企業で 75.8%、中堅企業で 54.8%となっており、更なる策定の促進と実効性の向上に取り組んでいただくようお願いいたします。

BCP の策定・見直しに当たっては、優先して継続・復旧する重要業務とその復旧時間・復旧水準の目標を定め、①経営中枢機能の代替手段の確保、②取引先等と連携したサプライチェーン全体の事業継続、③拠点の使用不能、要員不足、停電等の結果事象に着目した対応の検討を進めていただくようお願いいたします。

③　中小企業・小規模事業者の事前防災対策

中小企業・小規模事業者においては、経済産業省が実施している「事業継続力強化計画（簡易版 BCP)」の認定制度を活用し、防災・減災の事前対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、事業継続力強化計画の策定が難しい場合でも、まずは自社の災害リスクを把握し、棚の固定や重量物の落下防止等といった基本的な防災対策が講じられているかを自己点検することから始めていただくようお願いいたします。

防災庁では、我が国の企業・組織の自主的な事業継続の取組を促し、ひいては我が国全体の事業継続能力の向上を実現することを目的として、業種、業態、規模を問わず全ての企業等を対象とし、事業継続ガイドラインを作成しております。

各企業においては、本ガイドライン等を参照し、未策定の場合は早急に BCP を策定していただきますようお願いいたします。

また、策定済みの企業においても、計画的な BCP に基づく対策の実施、教育・訓練、点検及び見直しを継続することで、事業継続マネジメント（BCM）に取り組み、BCP の実効性を高めていただきますようお願いいたします。

（２）帰宅困難者対策について

首都圏を始めとする大都市圏等では、公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生するため、災害発生が見込まれる場合には、従業員に対して早期帰宅や出勤抑制の呼びかけを行うようお願いいたします。また、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、物資・資機材の備蓄をはじめとした必要な環境整備に努めるようお願いいたします。

以上

＜連絡先＞
防災庁統括官（総合政策担当）付参事官（政策調整担当）付
柴田、深堀、赤津
03-3503-2236
bousai-seisaku@ndma.go.jp

事前防災徹底のための緊急要請（概要）１／４

防災庁

○ 国民向けの要請

（防災大臣からのメッセージとして発表）

- 政府は防災庁を設置して防災体制を強化し、発災時には、国・都道府県・市町村が一丸となって全力で対応
- しかし、国難級の災害では、行政のリソースが逼迫（ひっぱく）するため、国民一人一人が「自らの命は自らが守る」という意識を持って、事前防災を徹底することが必要
- 以下の具体的な取組を呼びかけ
  - ✓ 耐震診断、耐震化、家具の固定
  - ✓ 水・食料、携帯用トイレ等の備蓄
  - ✓ ハザードマップ、避難場所、避難経路の確認
  - ✓ 非常持ち出し品の準備
  - ✓ 防災訓練への参加　等

事前防災徹底のための緊急要請（概要） ２／４

防災庁

○ 地方公共団体宛の要請

（事務次官名により都道府県知事に通知。市町村宛の内容を含む。）

- 国難級の災害に対応するためには、防災庁設置による国の体制強化に併せて、平時からの市町村、都道府県による事前防災の徹底が不可欠
- 発災時には、市町村を支える都道府県の役割が特に重要
- 以下の内容について、都道府県による、市町村を含めた実施状況の点検、市町村への支援を要請

1. 防災人材の育成（研修・訓練）
2. 受援体制の確保（国の現地対策本部の設置スペースの確保を含む）
3. 避難生活環境の改善（指定避難所、備蓄、その他TKBB（トイレ・キッチン・ベッド・バス））
4. 災害協定の締結・実効性確保
5. 災害中間支援組織
6. 個別避難計画の作成
7. 帰宅困難者対策
8. 応急仮設住宅用地候補等の事前選定

事前防災徹底のための緊急要請（概要）３／４

防災庁

○ 指定行政機関宛の要請

（防災大臣名で各府省庁の長に依頼）

- 以下の内容を要請。フォローアップを行い、必要に応じて勧告権を行使。

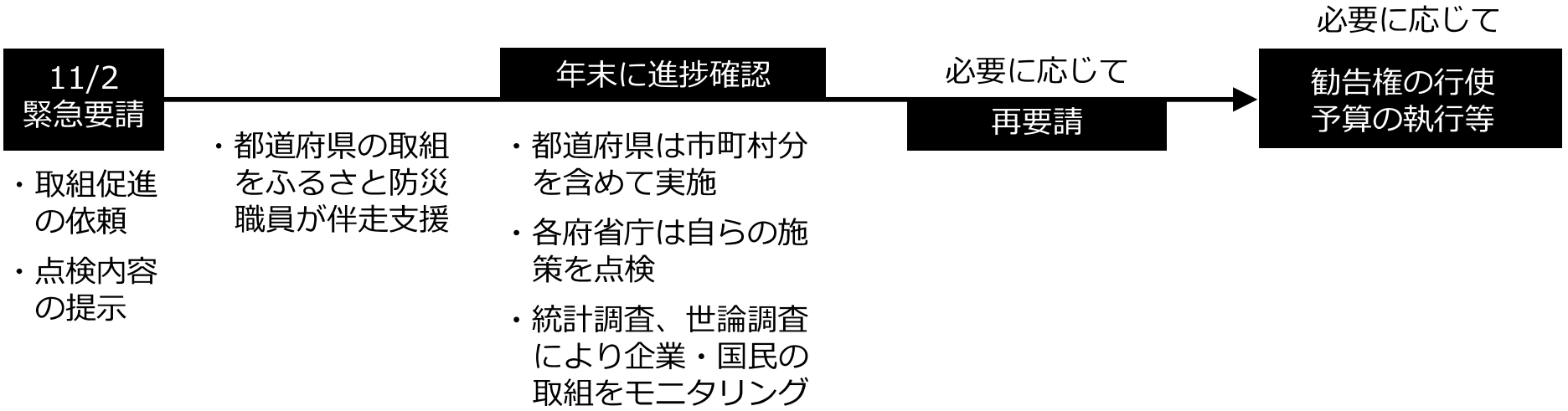
1. 各府省庁BCPの点検・見直し
2. 各府省庁の施策の推進
   - 南海トラフ地震基本計画等の「重要な目標」のうち主要なもの
3. 所管分野の企業・団体等の事前防災徹底
   - 企業・団体等における防災対策の実施
     - ✓ 建物の耐震性能の確認・耐震化、設備・什器の転倒防止、避難経路の明確化
     - ✓ 従業員等の安否確認体制の整備
     - ✓ 災害時の指揮命令体制の整備
     - ✓ 教育・訓練等の実施
     - ✓ 食料・飲料水、医薬品、トイレ等の備蓄　等
   - BCPの策定と実効性確保

事前防災徹底のための緊急要請（概要） ４／４

防災庁

＜フォローアップ＞

- 都道府県・各府省庁は年末に進捗を報告
- 企業・国民向けの要請については、
  「企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」、「防災に関する世論調査」等により点検
- 必要に応じて再要請や勧告権の行使、予算執行への反映を実施



緊急要請項目(各府省庁)に係る目標(南海トラフ地震対策推進基本計画における特に重要な具体目標)

	項目	具体目標	担当省庁
1	住宅等の耐震化	居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合(住宅の耐震化率) ＜推進地域(市町村(15,000人未満を除く。))＞ 90%【R5】→ 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※ ※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定	国土交通省
2	住宅等の耐震化	耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物等のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合 ＜推進地域(市町村)＞ 92%【R5】→ 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R12】	国土交通省
3	住宅等の耐震化	廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等のうち、倒壊のおそれのあるブロック塀の改修が必要とされる施設の対策完了率 ＜全国＞ 20%【R4】→ 53%【R12】	厚生労働省 こども家庭庁
4	学校の耐震化	避難所等にもなる私立学校施設の構造体の耐震対策完了率 ＜全国＞ 93.8%【R4】→ 100%【R10】	文部科学省
5	学校の耐震化	避難所等にもなる私立学校施設の非構造部材の耐震対策完了率 ＜全国＞ 39.4%【R4】→ 65.8%【R12】	文部科学省
6	医療施設・社会福祉施設等の耐震化	災害拠点病院等(災害拠点病院、救命救急センター及び二次救急医療機関)の耐震化率 ＜推進地域(都府県)＞ 82%【R4】→ 100%【R23】	厚生労働省
7	医療施設・社会福祉施設等の耐震化	廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等の耐震化率 ＜全国＞ 99.47%【R2】→ 99.71%【R12】	厚生労働省 こども家庭庁
8	防災拠点となる公共施設等の耐震化	避難所等にもなる公立社会体育施設における構造体の耐震対策完了率 ＜全国＞ 86.8%【R5】→ 100%【R10】	文部科学省
9	自衛隊施設の強化	全国の自衛隊施設の強靱化(建物の建て替え・改修等)の整備完了率 ＜全国＞ 19%【R5】→ 100%【R11】	防衛省
10	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の防災拠点機能確保	災害応急対策の活動拠点となる合同庁舎のうち被災時の機能確保が必要な施設における対策(電力確保のための改修、劣化箇所の改修等)の完了率 ＜推進地域(市町村)＞ 0%【R6】→ 42%【R12】	国土交通省
11	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の防災拠点機能確保	国土交通省の庁舎等の防災拠点のうち、信頼性の高いネットワーク(大容量化・冗長化した光ファイバ通信、多重無線通信等)を運用できる防災拠点の整備完了率 ＜推進地域(市町村)＞ 30%【R5】→ 75%【R12】	国土交通省
12	緊急地震速報の精度向上	緊急地震速報を大きく外すことなく精度良く(震度の誤差が震度階級で±2階級以下)提供した地域の割合 ＜全国＞ 89.3%【H28～R2の平均値】→ 92%【R8～R12の平均値】	気象庁
13	地震観測施設の耐災害性強化	地震観測施設の耐災害性強化の完了率 ＜全国＞ 41%【R6】→ 67%【R12】	気象庁

緊急要請項目（各府省庁）に係る目標（南海トラフ地震対策推進基本計画における特に重要な具体目標）

	項目	具体目標	担当省庁
14	電気に起因する出火の防止	著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体のうち、感震ブレーカーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合 ＜推進地域（市町村）＞ 0%【R6】 → 100%【R12】	国土交通省 消防庁
15	消防団の充実・強化	全消防団のうち、特に風水害に対応した十分な資機材（排水ポンプ、ボート、浮環、フローティングロープ、水のう及び高視認性雨衣）を備え、救助活動等を行うことができる消防団の割合 ＜全国＞ 52.8%【R6】→ 100%【R12】	消防庁
16	緊急消防援助隊等の充実	緊急消防援助隊のうち、特に整備が必要な車両・資機材（特殊装備車両、後方支援車両、情報共有資機材等）を備えた緊急消防援助隊の割合 ＜全国＞ 92%【R6】→ 100%【R12】	消防庁
17	緊急消防援助隊等の充実	航空消防防災体制の充実のため、航空小隊に特に必要な航空機・資機材（消防防災ヘリコプター（消防庁ヘリコプターを含む。）、ヘリサット地球局、持込型機上装置）の整備完了率 ＜全国＞ 94%【R6】 → 100%【R12】	消防庁
18	密集市街地の整備	著しく危険な密集市街地の面積の解消率 ＜推進地域（市町村）＞ 61%【R5】 → 100%【R12】	国土交通省
19	土砂災害警戒区域の対策	まちづくり等と一体となった砂防関係施設の整備完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 31%【R5】 → 42%【R12】	国土交通省
20	大規模盛土造成地等のリスク把握に関する対策	大規模盛土造成地を有する市区町村における安全性把握調査完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 8%【R5】 → 66%【R12】	国土交通省
21	大規模盛土造成地等のリスク把握に関する対策	液状化の発生傾向が比較的強いエリアが含まれる市区町村におけるリスクコミュニケーションの充実に必要な液状化ハザードマップの作成完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 8%【R6】 → 20%【R12】	国土交通省
22	森林の山地災害防止機能等の維持増進	国土保全機能（土砂災害防止機能等）の維持・発揮のために森林施業（再造林等）が必要な人工林における施業完了率 ＜推進地域（都府県）＞ 0%【R5】 → 48%【R12】	林野庁
23	発電・送電システムの耐震化等	広域連系系統のマスタープラン※を踏まえた送電網（増強運用容量：875万kW（広域系統整備計画策定時点））の整備完了率 ＜全国＞ 0%【R6】→ 100%【R12】 ※「広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）」（令和 5年3月電力広域的運営推進機関）	経済産業省
24	発電・送電システムの耐震化等	電柱倒壊のリスクがある市街地等の第一次緊急輸送道路における無電柱化整備完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 62%【R5】 → 69%【R12】	国土交通省
25	上下水道施設の耐震化	2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場の停電対策完了率 ＜推進地域（都府県）＞ 71%【R4】 → 100%【R12】	国土交通省
26	上下水道施設の耐震化	給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合 ＜推進地域（都府県）＞ 12%【R5】 → 32%【R12】	国土交通省

緊急要請項目(各府省庁)に係る目標(南海トラフ地震対策推進基本計画における特に重要な具体目標)

	項目	具体目標	担当省庁
27	上下水道施設の耐震化	水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率 ＜推進地域(都府県)＞ 45%【R5】 → 58%【R12】	国土交通省
28	上下水道施設の耐震化	水道の急所施設である取水施設の耐震化完了率 ＜推進地域(都府県)＞ 51%【R5】 → 67%【R12】	国土交通省
29	上下水道施設の耐震化	水道の急所施設である浄水施設の耐震化完了率 ＜推進地域(都府県＞ 44%【R5】 → 76%【R12】	国土交通省
30	上下水道施設の耐震化	水道の急所施設である配水池の耐震化完了率 ＜推進地域(都府県)＞ 69%【R5】 → 85%【R12】	国土交通省
31	上下水道施設の耐震化	下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率 ＜推進地域(都府県)＞ 71%【R5】 → 81%【R12】	国土交通省
32	上下水道施設の耐震化	下水道の急所施設である下水処理場の耐震化完了率 ＜推進地域(都府県)＞ 49%【R5】 → 63%【R12】	国土交通省
33	上下水道施設の耐震化	下水道の急所施設であるポンプ場の耐震化完了率 ＜推進地域(都府県)＞ 45%【R5】 → 65%【R12】	国土交通省
34	上下水道施設の耐震化	修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な大口径水道管路(口径800mm 以上の導・送水管)に対する複線化・連絡管整備の完了率 ＜推進地域(市町村)＞ 1%【R6】 → 74%【R12】	国土交通省
35	上下水道施設の耐震化	修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路(口径2m以上の管路)を有する地方公共団体のうち、リダンダンシー確保に関する計画を策定し、取組を進めている団体の割合 ＜推進地域(市町村)＞ 10%【R6】 → 100%【R9】	国土交通省
36	上下水道施設の耐震化	避難所などの重要施設へ接続する農業集落排水施設における耐震性能照査の完了率 ＜推進地域(市町村)＞ 0%【R5】 → 100%【R12】	農林水産省
37	通信・放送施設の対策	災害対策本部の周辺等、強靭化が求められる基地局における整備完了率 ＜推進地域(都府県)＞ 0%【R6】 → 100%【R16】	総務省
38	上下水道、電気、ガス、通信の復旧体制の充実	上水道事業者及び水道用水供給事業者における危機管理マニュアルの策定率 ＜推進地域(都府県)＞ 76%【R4】→ 100%【R12】	国土交通省
39	交通インフラの機能維持に向けた対策	緊急輸送道路上の橋梁(りょう)の耐震化率 ＜推進地域(市町村)＞ 84%【R5】 → 90%【R12】	国土交通省
40	交通インフラの機能維持に向けた対策	主要鉄道路線等の駅、高架橋等の耐震化率 ＜推進地域(約20,000か所)＞ 0%【R6】 → 34%【R12】	国土交通省
41	交通インフラの機能維持に向けた対策	重い桁荷重を支えるラーメン橋台(約900か所)の耐震化率(新幹線鉄道以外) ＜推進地域(約900か所)＞ 28%【R5】 → 100%【R9】	国土交通省

緊急要請項目（各府省庁）に係る目標（南海トラフ地震対策推進基本計画における特に重要な具体目標）

	項目	具体目標	担当省庁
42	交通インフラの機能維持に向けた対策	大規模地震時に確保すべき港内の海上交通ネットワーク（港湾計画等に基づく耐震強化岸壁に加え、前面の水域施設、外郭施設、背後の荷さばき地や臨港交通施設等を含めた陸上輸送から海上輸送を担う一連の構成施設）の整備完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 38%【R5】 → 46%【R12】	国土交通省
43	交通インフラの機能維持に向けた対策	航空ネットワークの拠点となる空港における滑走路等の耐震対策の完了率 ＜推進地域（航空ネットワークの拠点となる11空港）＞ 64%【R6】 → 73%【R12】	国土交通省
44	交通インフラの機能維持に向けた対策	航空ネットワークの拠点となる空港における護岸の嵩（かさ）上げや排水機能の強化等の浸水対策の完了率 ＜推進地域（航空ネットワークの拠点となる11空港）＞ 45%【R6】 → 91%【R12】	国土交通省
45	交通インフラの機能維持に向けた対策	空港無線施設等（建物）の津波・高潮等の安全対策の完了率 ＜推進地域（41空港）＞ 71%【R6】 → 73%【R12】	国土交通省
46	ダム等管理設備の耐震化	ダム等管理設備の耐震整備完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 80%【R5】 → 88%【R12】	国土交通省
47	河川堤防・水門等の耐震化	河川堤防等の地震・津波対策の対策完了率 ＜推進地域（津波遡上区間が包含される河川の堤防等の集計値）＞ 75%【R5】 → 81%【R12】	国土交通省
48	河川堤防・水門等の耐震化	水門・樋（ひ）門等の地震・津波対策の対策完了率 ＜推進地域（津波遡上区間が包含される河川の水門・樋門等の集計値）＞ 74%【R5】 → 88%【R12】	国土交通省
49	海岸保全施設整備の推進	気候変動を踏まえた高潮・津波に対応（必要な堤防高を確保）した海岸堤防等の整備完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 42%【R5】 → 50%【R12】	農林水産省 国土交通省
50	海岸保全施設整備の推進	海岸堤防等の耐震対策の完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 59%【R5】 → 64%【R12】	農林水産省 国土交通省
51	港湾における津波対策の実施	津波対策（港湾計画等に基づく第一線防波堤の整備・粘り強い構造への改良、津波避難施設の整備）を緊急的に行う必要のある港湾の整備完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 36%【R5】 → 61%【R12】	国土交通省
52	避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進	防災拠点や避難地等の確保を図るために整備が必要な防災公園の対策（避難場所となる運動施設、支援部隊の活動拠点となる広場、災害応急対策に必要な備蓄倉庫・発電施設等の整備）完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 48%【R5】 → 100%【R12】	国土交通省
53	避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進	広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能なトイレの確保率 ＜推進地域（市町村）＞ 15%【R4】 → 50%【R12】※ ※ ソフト施策により災害時のトイレ機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用トイレの整備により災害時のトイレ機能を確保することとして目標を設定	国土交通省
54	避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進	広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能な給水施設の確保率 ＜推進地域（市町村）＞ 31%【R4】 → 50%【R12】※ ※ ソフト施策により災害時の給水機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定	国土交通省

緊急要請項目（各府省庁）に係る目標（南海トラフ地震対策推進基本計画における特に重要な具体目標）

	項目	具体目標	担当省庁
55	安全な地域への移転の促進	災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域のうち、対策（津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等）が概成した割合 ＜推進地域（市町村）＞ 10%【R5】 → 45%【R12】	国土交通省
56	津波ハザードマップの作成支援及び防災訓練の実施	津波災害警戒区域が指定されている市区町村のうち、最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合 ＜推進地域（市町村）＞ 0%【R5】→ 100%【R12】	国土交通省
57	防災行政無線（同報系）等の多様な防災情報伝達手段の整備	防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段の整備率 ＜推進地域（市町村）＞ 0%【R6】 → 100%【R12】	消防庁
58	防災行政無線（同報系）等の多様な防災情報伝達手段の整備	J アラートシステムの更改により、住民の迅速かつ確実な避難が可能となる防災情報の配信が可能となった市区町村の割合 ＜全国＞ 0%【R6】→100%【R12】	消防庁
59	ボランティア活動の実施に向けた環境整備	都道府県域における災害中間支援組織の設置率 ＜推進地域（都府県）＞ 55%【R5】 → 100%【R12】	内閣府
60	ボランティア活動の実施に向けた環境整備	地域ボランティア人材育成研修等の開催完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 1%【R5】 → 100%【R17】	内閣府
61	事前復興に向けた取組の充実	事前復興まちづくり計画等の策定完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 3%【R6】 → 9%【R12】	国土交通省
62	事前復興に向けた取組の充実	優先実施地域（土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域を除く地域）における地籍調査の完了率 ＜推進地域（都府県）＞ 76%【R5】 → 83%【R11】	国土交通省
63	事前復興に向けた取組の充実	調査対象地域における地籍調査の完了率＜推進地域（都府県）＞ 48%【R5】 → 53%【R11】	国土交通省
64	警察災害派遣隊の充実・強化等	広域緊急援助隊の災害時の救出救助活動に必要な資機材の更新整備の完了率 ＜全国＞ 0%【R6】 → 100%【R12】	警察庁
65	TEC-FORCE活動の強化	TEC-FORCEによる被災状況把握等の高度化（DiMAPSをはじめとした情報集約ツールの開発等）への対応（訓練・研修・講習の受講）完了率 ＜全国＞ 16%【R5】 → 100%【R12】	国土交通省
66	マイナ救急の全国展開・機能拡充	消防本部におけるマイナ救急（救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、傷病者に関する情報を把握する取組）の導入完了率 ＜推進地域（消防本部）＞ 9.3%【R6】 → 100%【R12】	消防庁
67	医療機関等の事前防災対策の強化	災害拠点病院等（災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター及び二次救急医療機関）における非常用自家発電設備設置率 ＜推進地域（都府県）＞ 96%【R4】 → 100%【R12】	厚生労働省
68	医療機関等の事前防災対策の強化	災害拠点病院等（災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター及び二次救急医療機関）における給水設備整備完了率 ＜推進地域（都府県）＞ 95%【R4】 → 100%【R17】	厚生労働省

緊急要請項目（各府省庁）に係る目標（南海トラフ地震対策推進基本計画における特に重要な具体目標）

	項目	具体目標	担当省庁
69	医療コンテナの活用	可動性のある医療コンテナを有する三次医療圏の割合 ＜推進地域（都府県）＞ 66%【R6】 → 100%【R12】※ ※災害時の利活用方法について厚生労働科学研究等を通じ検討を進めつつ、R12 以降も各都道府県全体で各二次医療圏1基以上に相当する個数の医療コンテナ（災害時に利用可能な可動性を有するもの）の保有を目指す等導入拡大を図る。	厚生労働省
70	消防防災分野における新技術の実用化・活用の推進	消防本部における耐災害性強化や新技術等に対応した標準仕様等に基づく指令システムの導入完了率 ＜推進地域（消防本部）＞ 0%【R6】 → 100%【R17】	消防庁
71	消防防災分野における新技術の実用化・活用の推進	モデル事業の対象消防本部におけるデジタル技術等を活用した新技術の導入による消防活動の省力化・効率化（通報・出動・情報収集・指揮統制・部隊活動等）の取組完了率 ＜推進地域（消防本部）＞ 0%【R6】 → 100%【R12】	消防庁
72	道路閉塞等の被害防止	緊急輸送道路一部等の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもののうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合 ＜推進地域（市町村）＞ 31%【R5】 → 50%【R12】	国土交通省
73	道路における防災拠点機能強化	道の駅における防災対策（防災上の位置付け（地域防災計画への位置付け）がある道の駅の建物の無停電化及び災害時も活用可能なトイレの確保）の完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 59%【R5】 → 73%【R12】	国土交通省
74	緊急輸送体制の確保	全国の市区町村と物流事業者団体との間の支援物資物流に関する協力協定の締結完了率 ＜全国＞ 62%【R6】 → 100%【R17】	国土交通省
75	緊急輸送体制の確保	民間物資拠点のうち、災害時に物流拠点としての機能を維持することができる電源設備の導入完了率 ＜全国＞ 19.7%【R5】→ 50%【R12】	国土交通省
76	備蓄の充実、物資の情報管理の整備	地方公共団体における新物資システム（B-PLo）の操作訓練参加率 ＜推進地域（都府県）＞ 0%【R6】→ 100%【R12】	内閣府
77		地方公共団体における新物資システム（B-PLo）の操作訓練参加率 ＜推進地域（市町村）＞ 0%【R6】→ 100%【R12】	内閣府
78	災害時に備えた燃料供給体制の確保	地域の燃料供給拠点となるサービスステーションにおける災害対応訓練実施率 ＜推進地域（都府県）＞ 0%【R7】→ 100%【R12】	経済産業省
79	避難所の設備の充実	スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となるトイレ、ベッド等の災害用物資・資機材の備蓄を行っている市区町村の割合 ＜全国＞ 0%【R6】※→ 100%【R12】 ※令和6年12月に改定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月内閣府）等を踏まえ、今後、スフィア基準に適合するために必要となる災害用物資・資機材の市区町村による備蓄状況を確認する。	内閣府
80	避難所の設備の充実	指定避難所等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率 ＜全国＞ 21%【R5】 → 100%【R17】	環境省

緊急要請項目（各府省庁）に係る目標（南海トラフ地震対策推進基本計画における特に重要な具体目標）

	項目	具体目標	担当省庁
81	避難所の設備の充実	避難所等にもなる公立小中学校の体育館等（体育館、武道場）における空調設備の設置完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 16.8%【R6】 → 100%【R17】	文部科学省
82	避難所の設備の充実	避難所等にもなる公立社会体育施設のうち、空調設備の設置が必要と認められる室における設置完了率 ＜全国＞ 27.1%【R5】 → 35.7%【R12】	文部科学省
83	避難所の設備の充実	避難所等にもなる公立小中学校におけるトイレの洋式化の整備完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 65.3%【R5】 → 100%【R12】	文部科学省
84	避難所の設備の充実	避難所等にもなる公立小中学校におけるバリアフリー化の整備完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 72%【R6】 → 100%【R12】	文部科学省
85	避難所の設備の充実	避難所等にもなる私立学校におけるバリアフリー化の整備完了率 ＜全国＞ 37%【R4】 → 65%【R12】	文部科学省
86	キッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度の創設	被災地の支援に向けたキッチンカー・トレーラーハウス等の登録制度に登録された車両数 ＜全国＞ 0台【R6】→ 1,000台【R12】※ ※関係者へのヒアリング等から、登録制度の登録対象となり得ると想定される車両数	内閣府
87	社会福祉施設等の事前防災対策の強化	廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等のうち、洪水、内水、高潮又は津波による浸水が想定される区域内にある等、水害対策（止水板設置、浸水深以上の階への避難手段確保等）が必要とされる施設の対策完了率 ＜全国＞ 4%【R4】 → 24%【R12】	厚生労働省 こども家庭庁
88	社会福祉施設等の事前防災対策の強化	廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等のうち、大規模地震時にも対応可能な非常用自家発電設備（3日分の電力確保）の強化が必要とされる施設の対策完了率 ＜全国＞ 12%【R4】 → 49%【R12】	厚生労働省 こども家庭庁
89	早期復旧に向けた体制構築	鉄道施設の被災状況調査を行うRAIL-FORCE隊員のデジタルツールに関わる訓練・研修・講習等（対象隊員数：約50人）への参加完了率 ＜全国＞ 12%【R6】→ 100%【R10】	国土交通省
90	一般廃棄物・災害廃棄物対策	竣（しゅん）工・稼働後25年以上経過した施設のうち、緊急性が認められる一般廃棄物処理施設の整備・更新の完了率 ＜全国＞ 17%【R5】→ 30.8%【R12】	環境省

緊急要請項目（各府省庁）に係る目標（南海トラフ地震対策推進基本計画における特に重要な具体目標）

	項目	具体目標	担当省庁
91	南海トラフ地震に関連する情報の充実	緊急地震速報や震度情報等の適切な発信のため、高精度な新型地震計への更新及び地上回線途絶時にも通信可能な海底地震津波観測網陸上局舎内機器の更新の完了率 ＜全国＞ 60%【R6】 → 100%【R24】	文部科学省
92	南海トラフ地震に関連する情報の充実	南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の地殻変動観測のためのシステムの整備完了率 ＜南海トラフ地震の想定震源域＞ 0%【R6】 → 100%【R11】	文部科学省
93	新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の推進	地方公共団体等における新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利用率 ＜全国（本システムの利用者である省庁、地方公共団体、指定公共機関）＞ 0%【R5】 → 100%【R12】	内閣府
94	地方公共団体庁舎等における非常用通信手段の確保対策	災害時の専用衛星通信網の安定的確保が可能となる地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の整備完了率 ＜全国＞ 21%【R6】→ 100%【R9】	消防庁
95	港湾等における災害情報収集等に関する対策	国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び開発保全航路のうち、遠隔かつ早期の現場監視体制を構築するための災害監視システム（みなとカメラ、強震計、海象計、潮位計、ドローン、利用可否判断のための事前解析のうち港湾等の特性に応じて必要となるもの）を緊急的に導入すべき港湾及び開発保全航路における整備完了率 ＜推進地域（市町村）及び南海トラフ地域の水域に存在する開発保全航路＞ 13%【R6】 → 46%【R12】	国土交通省
96	②道路ネットワークの機能強化対策	災害に強い道路ネットワークとして必要な高規格道路の未整備区間の整備完了率 ＜全国＞ 6%【R5】 → 19%【R12】	国土交通省
97	事業継続の取組の推進	物流事業者（大企業）におけるBCP の策定完了率 ＜全国＞ 41%【R5】 → 100%【R12】	国土交通省
98	事業継続の取組の推進	物流事業者（中堅企業）におけるBCP の策定完了率 ＜全国＞ 17%【R5】 → 100%【R17】	国土交通省
99	地下街の耐震性向上等に関する対策	地下街等防災推進計画に基づく耐震対策が完了した地下街の割合 ＜推進地域（市町村）＞ 84%【R5】 → 86%【R12】	国土交通省
100	道路閉塞等の被害防止	緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所の整備完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 65%【R5】 → 76%【R12】	国土交通省
101	代替路となる林道等の整備	特に重要な林道路線における排水施設や法面保全等の整備・強化完了率 ＜推進地域（都府県）＞ 52%【R5】 → 71%【R12】	林野庁
102	農地等の湛水被害等の防止	防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池における防災工事の完了率 ＜推進地域（市町村）＞ 33%【R5】 → 100%【R17】	農林水産省

緊急要請項目(各府省庁)に係る目標(南海トラフ地震対策推進基本計画における特に重要な具体目標)

	項目	具体目標	担当省庁
103	農地等の湛水被害等の防止	ため池工事特措法※に基づく推進計画に位置付けのある防災重点農業用ため池の劣化状況、地震・豪雨耐性評価の完了率 ※防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56 号) ＜推進地域(市町村)＞ 69%【R5】 → 100%【R12】	農林水産省
104	文化財の防災対策強化	不特定の者が立ち入る国宝・重要文化財のうち、特に優先して対策すべきものに係る耐震対策の完了率 ＜推進地域(市町村)＞ 48%【R5】 → 66%【R12】	文化庁
105	防災分野におけるデジタル技術の活用の推進	整備が必要な南海トラフ西側への海底地殻変動観測装置(3か所)の設置率 ＜3か所＞ 33%【R5】 → 100%【R11】	文部科学省
106	電子基準点網等の耐災害性強化対策	電子基準点網における耐災害性強化対策(機器の更新、省電力化、通信回線冗長化等)の完了率 ＜推進地域(市町村)＞ 63%【R5】→ 100%【R12】	国土地理院